

①都道府県	②市町村名	I 準要保護の認定について	II 平成30年度（10月以降）の対応について	III 自由記述欄
		1. 準要保護の認定基準への反映について	2. 生活保護基準見直しの影響への対応予定	
滋賀県	守山市	①用いていない ②反映させない ③反映させ る	①平成30年10月以 降、生活保護基 準を参照して対応する基準（※）を用 いているか。  ※生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの、その他、生活保護基準を参照し ているもの。	（1）平成30年10月以 降、生活保護基 準見直しの影響が生じる場合、 何らかの対応を行う予定か。
滋賀県	甲賀市	①用いていない ②反映させない ③反映させ る	「他の支援教育 扶助費の需要 額に用いる保 護基準額、又は同 基準額に一定の係数 を掛けたもの」 を参考している場合 を含む。	（2）参考している 生活保護基準の特 点、見直し後の生活保護基 準見直しの影響が生じる場合、 何らかの対応を行う予定か。
滋賀県	野洲市	①用いていない ②反映させない ③反映させ る	「他の支援教育 扶助費の需要 額に用いる保 護基準額、又は同 基準額に一定の係数 を掛けたもの」 を参考している場合 を含む。	（3）（2）「⑤その他」の内容 ※原認定者（平成30年9月までに認定している者）及 び新規申請者（平成30年10月以降に申請があった者） への対応が異なる場合には、その内容を記載。
滋賀県	湖南市	○		（4）（1）で「生活保護基準見直しの影響が生じると 想定されるが、対応予定なし」と回答した場合、その理 由（複数回答可）
滋賀県	高島市	○		（5）（4）「①就学援助 （1）2.、（1）で「③生活保護基 準見直しの影響が生じると想定され るが、対応予定なし」と回答した場 合、平成30年9月まで は援助対象だったが、平 成30年10月以降は援 助対象外となる可能性の ある者の人数（人） ※生活保護基準見直しの影 響により、平成30年10 月以降、援助対象外となる 者であり、明らかに生活保 護基準見直しの影響による ものではない旨に該く。
滋賀県	東近江市	○		（3）3.、（1）で「②把握してい ない」と回答した場合、把握でき ない理
滋賀県	木原市	○		
滋賀県	日野町	○		
滋賀県	南工町	○		
滋賀県	愛宕町	○		
滋賀県	豊郷町	○		
滋賀県	甲良町	○		
滋賀県	多賀町	○		
滋賀県	野洲市	○	24 12	当市における準要保護の認定にあたっては、平成25年改正前の生活保護基準に一定の係数をかけたものを用いているため、今回の生 活保護基準見直しによる影響は受けません。
滋賀県	湖南市	○	30 1	
滋賀県	高島市	○	24 12	
滋賀県	東近江市	○	○	
滋賀県	木原市	○		
滋賀県	日野町	○		
滋賀県	南工町	○		
滋賀県	愛宕町	○	30 4	
滋賀県	豊郷町	○	24 12	
滋賀県	甲良町	○	30 4	
滋賀県	多賀町	○		